

◎淀川右岸水防事務組合職員
の定数に関する条例

制 定 昭 3 5 . 4 . 1 条 例 8

(定 義)

第 1 条 この条例において、職員とは、この組合の常勤の職員（非常勤の者及び臨時に雇用される者を除く）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は 1 3 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。